綾川町グリーンボランティア支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾川町環境美化条例(平成18年条例第113号)の趣旨に基づき、ごみのない、みどり豊かな美しいまちづくりを推進するため、町民や地域団体、事業者のボランティアによる清掃活動及び自然環境保護・推進を支援するグリーンボランティア支援事業(以下「グリーンボランティア」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加申込)

- 第2条 グリーンボランティアを実施しようとする参加者は、別記様式により、グリーンボランティア支援事業参加申込 書を町長に提出するものとする。
- 2 グリーンボランティア支援事業参加申込書は、原則、実施日の14日前までに提出するものとする。

(対象となる活動等)

- 第3条 対象となる活動は、次のとおりとする。
  - (1) 清掃活動は、道路、水路、公園などの公共的な場所での清掃とする。ただし、自治会等で行う定期的な清掃、公園 の指定管理者や公園清掃等報奨金交付団体による公園清掃等は、対象としないものとする。
  - (2) 自然環境保護・推進活動は、町内の公共的な場所における、除草、植物の植付け及び管理、野生生物の定着を図るものとする。ただし、自治会や水利組合等で行う定期的な草刈り等は、対象としないものとする。
- 2 清掃活動の対象となるごみは、グリーンボランティアで回収した可燃ごみおよび破砕ごみとする。
- 3 清掃活動の対象とならないごみは、一般家庭ごみで収集できないごみ(タイヤ、テレビ、冷蔵庫、パソコン等)の特殊なごみや事業ごみ、実施団体の施設内から出たごみなどとする。
- 4 自然環境保護・推進活動を行う者は、事前に活動内容について町と協議するものとする。
- 5 植物の植付け等を行う場合は、周辺住民の日常生活の妨げにならないようにすること。また、既存の生態系を破壊す る過度な活動、外来種の持ち込みは禁止とする。

(回収したごみ等の処理)

- 第4条 集めたごみが少量の場合等は、原則、参加者は各自でごみを持ち帰り、家庭ごみや事業ごみなどの収集日に処理 するものとする。
- 2 集めたごみが多量の場合等で、参加者により処理することが困難な場合は、別途、町と協議するものとする。

(用具等の提供等)

- 第5条 町長は、参加者が実施するグリーンボランティアに対して、次の各号に掲げる清掃用具等の提供又は貸与を行う ことができる。
  - (1) 清掃用具等の提供
  - (2) その他参加者の活動に必要と認められる物資等の支給又は貸与
- 2 提供する物資の数量は、別に定める。

(活動中止命令等)

第6条 町長は、参加者の安全が確保できないと判断したとき、または実施申請および計画と異なる活動と認めたときは、 活動を中止させることができる。

(実績報告)

第7条 グリーンボランティアを実施した参加者は、別記様式により、グリーンボランティア支援事業実績報告書を実施 日(完了日)から14日以内に町長に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。